

令和6年度第1回三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会
会議録

1 日 時 令和6年10月9日(水)午後7時から8時30分

2 会 場 三条市役所第二庁舎 3階 301 会議室

3 出席状況

(1) 出席委員

中澤会長、大島委員（会長職務代理者）、山田委員、鈴木委員、高井委員、
弥久保委員、藤井委員

(2) 欠席委員

加藤委員

(3) オブザーバー

新潟家庭裁判所三条支部 中川主任書記官

(4) 事務局

地域包括ケア推進課 小島課長、松平補佐、竹田係長、渡邊主査、
草野主任、鬼木主任、古俣主任、田口主任、
栗林主任

4 議題

(1) 会長の選出及び職務代理者の指名について

中澤委員を会長に選出、大島委員を職務代理者に指名

(2) 中核機関の取組の方向性について

資料1に基づき事務局説明

(質疑応答及び意見交換)

山田委員：資料1 7ページに記載のアンケート調査について、「身寄りのないことを理由に、病院や施設から身分保証を求められる」と15件回答しているが、この回答者について、施設と病院の割合はどうか。国からは各種ガイドラインなど通知もしているが、三条市内では往々にしてこのような事例があるということか。このことについて、中核機関としてどのように考えているか。

事務局：施設と病院の割合については後ほど確認（※）して御連絡する。身寄りがない人に関する課題について、市では、資料2のとおり、今年度から身寄りがない人への支援に関するガイドラインの策定のための検討会を立ち上げ、議論を進めている。

中澤会長：燕市では身寄りのないことを理由とした受入拒否の話はあるのか

山田委員：燕市ではそのような意見を聞かない。

山田委員：資料1 13ページの受任調整会議について、各専門職後見人の現在の受任状況が分かる仕組みがあるとコーディネートしやすいと思う。市で活用しているキントーンを使えば可能ではないか。

事務局：現在では、キントーンはそういった仕様にはなっていない。各専門職との効率的な情報共有の仕組みについては引き続き検討したい。

中澤会長：市の受任調整会議については、燕市を参考にしたとのことだが、受任調整会議ではどの専門職後見人が何件受任できるかまで把握できると、各専門職団体への推薦に留まるだけでなく、その先の後見人候補者まで推薦できる。燕市の受任調整会議では、そこまでできているか。

山田委員：燕市でも現在は各専門職団体への推薦までである。

山田委員：成年後見制度の利用支援事業の費用助成限度額について、物価高騰もある中で、市の助成限度額を上げることは考えているか。

事務局：利用支援事業の助成件数について、認知症高齢者等の増加に伴い、今後も件数は増える見込みと考えており、費用助成限度額については、他市町村の状況を勘案し検討する。

鈴木委員：中核機関の取組について、市は遅れているようだが、県内の取組の状況はどうか。

事務局：県の調査によれば、令和5年度時点で県内30市町村中19市町村が中核機関を立ち上げている。ただし、取組の濃淡は市町村によって違う。県内では燕市、佐渡市が力を入れて取り組んでいる。当市では、広報や窓口設置などなど基本的なところができていない。今年度から当課が立ち上がり所管となったので、早急に取組を進めていきたい。

大島職務代理者：本日参考資料として皆さんにお配りした（公社）成年後見センター・リーガルサポートが発行している「Legal Support Press」にも、先進地である豊田市の受任者調整の取組が掲載されている。どのよ

うな形式で行うかは自治体によって違うが、このように三条市も進めてくれるものと思っている。

中澤会長：受任者調整のポイントは本人にとって適切な後見人候補者を行政が調整し、どのように担保するかである。

鈴木委員：権利擁護については、医師会地域包括ケア総合推進センターでも病院等支援機関を対象とした意思決定支援の研修会を実施している。

中澤会長：成年後見制度に関する研修をぜひ実施していただきたい。

事務局：支援者向けの成年後見制度に関する研修は中核機関で行いたいと考えているが、今後も医師会と連携し、役割分担しながら進めていきたい。

中澤会長：看護師、MSW など、対象に合わせて研修を進めていく必要があると思う。

藤井委員：受任調整会議について、仮にそこで法人後見が適切とされた場合、社協の他にも法人後見を担う団体がある中で、より具体的に適切な法人がどこかといったことも同会議で検討はされるか。

事務局：具体的にどの法人が適切かまで検討するには、現在は各法人後見団体と行政とで情報共有が進んでいない。今後のニーズ増加を見据え、法人後見の受け皿を増やしていくことが必要であり、中核機関として今後法人同士のネットワーク構築が必要と捉えている。

中澤会長：御質問の趣旨は、社協への法人後見の依頼が多いということか。

藤井委員：来年度社協が中核機関の機能の一部を受託するに当たって、不正に捉えられないためにも、外から見て、社協に依頼する理由がはっきりと分かるように。中核機関と社協の法人後見は別のものという線引きがされるとよい。

中澤会長：三士会が引き受けなかった案件、生活困窮などがある案件で社協が選任されているかもしれないが、きちんと社協が選ばれた理由が示されるとよいということか。

藤井委員：要綱では、どこも受け皿がない案件を受けることにはなっている。

中澤会長：社協の法人後見運営委員会や受任調整会議で社協の役割を確認していけるとよい。社協だから求められる役割もあると思う。

オブザーバー：受任者調整に関し、家庭裁判所ではどのように進めているかということ、後見人候補者欄に記載が無い場合、本人の身上保護の必要性が高いケースは社会福祉士会、遺産分割など相続の手続が必要な場合な

どは司法書士、訴訟や損害賠償などの対応が必要となるようなケースは弁護士会に推薦依頼している。複数の機関から断られた場合は、新潟家裁で三士会との調整の場があり、その場において受任できない隘路などを検討し、調整をお願いする場合もある。支援の段階で社協が関わっているケースは社協に推薦依頼している。

高井委員：資料1 3ページの広報機能の取組例に関し、「声があげられない人を発見する」ことについて、地域包括支援センターとして対応することがあると思う。保佐、補助相当程度と思われる方や、将来心配だが、今まだいいという人に任意後見なども含めて制度利用を勧められるとよいと考えている。リーガル、弁護士会、裁判所等から制度に関するリーフレットをいただくが、本人や家族に説明するには難しい。シンプルで簡単なものがあるとよい。また、後見人ができないことの整理があるとよい。

中澤会長：地域包括支援センターでは後見が必要かどうか悩むことはあるか。

高井委員：迷うこともある。身寄りのない方は病院で入院が断られることもある。入院する際、意思表示が難しいケースや、治療費の支払いができないのではと病院側が危惧するケースもある。病院から後見人がいるか聞かれることも多い。

中澤会長：後見が必要になる前から支援者が関わって事前に制度についての説明ができるよう、分かりやすいパンフレットがあると良い。

弥久保委員：市として後見制度で抱えている課題は何と捉えているのか。必要の人が少ないのか、あるいはその状況にあるが気付けていない人、家族が多いのか。それとも相談に行けていないのか。制度につながっていないのか。それも把握できていないのかどうか。

事務局：制度が必要と思われる方を正確に把握するのは難しい。今年度実施した支援者アンケート調査において、各支援者から近い将来制度が必要と思われる方を上げていただいております、近い数字は捉えているが、数字が一人歩きする懸念があるため、ここでは伏せている。今後もアンケート調査は毎年実施し、なるべく現状の把握に努めたい。

弥久保委員：支援が必要とっていない人へどう周知していくか。認知症の人などはそういった判断も難しい場合がある。

事務局：成年後見制度はもとより、介護や障がい福祉などの各社会保障制度を必要とする方をどのように支援につなぐか地域包括ケアシステム

構築そのものであり、市関係部局全体で考えていかなければならない。地域包括支援センターだけに頼らず、支援が必要な人をどう見つけていくのかは、自治会や民生委員など地域との協力も不可欠である。

中澤会長：声を上げられない人の実態として、地域包括支援センターでは、どういった人の対応に苦慮しているか。

高井委員：一人暮らしの高齢者では、離れて暮らすたまにしか会わない家族から、長期休み後に認知機能面での相談が増える。地域包括支援センターとして、チェックリストを持参して訪問し、医療機関につなげるケースもある。地域のつながりが少なかったり、コロナ渦後人との交流が減ったこともあり、ケースの掘り起こしは必要と思っている。

中澤会長：誰をターゲットにどんな施策を行っていくか、具体化できるとよい。

山田委員：掘り起こしは地域包括支援センターの力が有効であるが、地域包括支援センターの業務量が多く、難しい状況にある。無駄な会議などを省き、地域包括支援センターが力を出せるようになるとよい。地域自立支援協議会も形骸的な内容になってきており、会議の見直しも必要と思っている。

大島職務代理者：制度を説明する際のパンフレットについては、本日リーガルサポートが発行しているものを参考配付した。制度説明について、あまり簡単な配布物の内容にしてしまうと、もらった人の誤った解釈が生まれる懸念がある。制度を正しく伝えることが大切である。

対象者の掘り起こしと併せて重要なのは、その制度の受け皿をきちんと確保していくことである。順番としては、受け皿を増やしてから掘り起こす。

また、中核機関に期待される役割を市と社協でしっかり取り組んでいただきたい。これまで、自身も一人でやっていたと思うところがある。親族後見人の場合、申立て手続などの補助が必要であり、親族後見人のバックアップも中核機関が担っていただきたい。市民や地域包括支援センター、病院、施設職員のまずもっての相談先窓口として中核機関が機能すると、専門職後見人においても本来の後見業務に専念でき、受任できる件数も増える。病院 MSW からは、市へ相談すると選任までに時間がかかると意見が出ている。

中澤会長：本協議会について、第2回の予定はあるのか。

事務局：会長と相談させていただくが、年2回程度と考えている。来年度は、

5月位に来年度の取組について説明する機会を持ち、また10月頃の予算編成前に取組の進捗状況について評価と意見交換等を行っていただきたい。

中澤会長：資料1 10～11 ページに今後の取組について5年間の計画が示されているが、もっと前倒しできるのでは。このようにした意図は何か。

事務局：優先順位やマンパワーを考え社協と相談しこのようにさせていただいた。取組状況と本協議会の意見を踏まえ、柔軟に対応したいと思っている。

中澤会長：大島委員が言っていることも然りだが、地域ケア会議で民生委員児童委員から出ていた意見では、制度について簡単なチラシがあるとよいといった意見もあった。その辺、上手に活用するとよいと思っている。掘り起こしについては、後見人を使わなくとも他の支援の方法を考えることもできるケースもある。

オブザーバー：中核機関の相談機能について、金融機関からの紹介などにより裁判所に直接相談に来るケースも多い。そこでは、地域包括支援センター等の紹介はないようだ。支援チームの形成すら出来ていないケースもある。裁判所と行政の手続き案内をどう住み分けるか。来年度、中核機関で窓口が設置されたら、裁判所において申立書書類等の手続案内をしたうえで、中核機関で申立書作成支援を行っていることをこちらからアナウンスしてもよいか。

事務局：ぜひお願いしたい。

オブザーバー：利用促進機能について、資料では来年度受任調整会議を毎月開催することになっている。裁判所でも法人後見として社協に依頼したい場合があるが、現在では3か月に1回しか社協の法人後見運営委員会が開催がされていない。今後、受任調整会議を毎月開催するということだが、それに合わせて社協の受任についてもタイムリーに対応ができるのか。

事務局：市の受任調整会議を受けて、社協側も法人後見運営委員会については、来年度毎月開催する予定と伺っている。

オブザーバー：市長申立てについて、年金、不動産などの情報が空欄で来ることがあるが、市では情報を把握できないのか。また、生活保護受給者のケースについて、法テラス経由で司法書士が申し立てしてきてくれることもあり、その辺は庁内で調整がなされないのか。

事務局：年金情報については国の社会保険事務所に確認をしなければならず、市で把握できない。また、不動産は税務課から名寄帳を取得して確認するなどしている。できる限り市で把握できる情報は集約している。今後もなにかあれば、市へ連絡いただきたい。生活保護受給者のケースは費用がかからない法テラスを活用しているのではないかと思っている。今後、中核機関の機能強化と併せて部内調整はしっかりしていきたい。

中澤会長：生活保護担当部署が保佐、補助の場合は法テラスのほうがよいと判断しているのかもしれない。また、調べたけれど分からない情報がある場合、その記載の方法は専門家に聞いていただけるとよい。

- (3) 身寄りがいない人への支援に関するガイドラインの策定について（実施状況報告）
資料2に基づき事務局報告

（午後8時35分閉会）

(※) 回答者所属内訳

- …居宅介護支援事業所（9）、相談支援事業所（1）、
地域包括支援センター（4）、広域養護老人ホーム（1）